



年 月 日 様

※ 整理番号	事業所	法人番号	申告区分
※ 申告年月日	申告年月日	申告年月日	申告年月日

解散法人の所在地 <small>(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	(電話)	従前の事業種目
解散法人の名称		資本金の額 又は出資金の額
清算人 自署押印	経理責任者 自署押印	資本金等の額

年 月 日 解散の事業税の
道府県民税の
地方人特別税
申告書 ※

事業税				道府県民税										
清算所得金額の総額	⑲	兆	十億	百万	千	円	法人税法の規定によって計算した法人税額	①	兆	十億	百万	千	円	
課税標準となる清算所得金額	⑳					0.00	法人税法第100条の規定による所得税額の控除額	②						
事業税額 (⑳ × 1/100)	㉑					0.00	課税標準となる法人税額 ①+②	③					0.00	
既に納付の確定した所得割額	清算年度分	平成				0.00	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	④					0.00	
	又は引渡し部分	平成				0.00	法人税割額 (③又は④×1/100)	⑤						
		平成				0.00	利子割額の控除額 (控除した金額⑥)	⑥						
		平成				0.00	差引き法人税割額 ⑤-⑥	⑦					0.00	
		平成				0.00	既に納付の確定した法人税割額						0.00	
計	㉒				0.00	清算年度分						0.00		
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した事業税額	㉓				0.00	一又は引渡し部分						0.00		
この申告書により納付すべき事業税額	㉔				0.00	既に納付の確定した法人税割額						0.00		
地方法人特別税														
課税標準となる事業税額	㉕	兆	十億	百万	千	円	計	⑧					0.00	
地方法人特別税額 (㉕ × 1/100)	㉖					0.00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した法人税割額	⑨					0.00	
既に納付の確定した地方法人特別税額	清算年度分	平成				0.00	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (⑩)	⑩					0.00	
	又は引渡し部分	平成				0.00	この申告により納付すべき法人税割額 ⑦-⑧-⑨+⑩	⑪					0.00	
		平成				0.00	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑫					月	
		平成				0.00	円×⑫/12	⑬	兆	十億	百万	千	円	
		平成				0.00	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑭					0.00	
計	㉗				0.00	この申告により納付すべき均等割額 ⑬-⑭	⑮					0.00		
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した地方法人特別税額	㉘				0.00	この申告により納付すべき道府県民税額 ⑮+⑯	⑰					0.00		
この申告書により納付すべき地方法人特別税額	㉙				0.00	東京都に申告する	⑱					0.00		
解散登記の日	年 月 日							特別区分の課税標準額	⑲				0.00	
残余財産確定の日	年 月 日							同上に対する税額 ⑱×100	⑳				0.00	
この申告に係る残余財産分配又は引渡しの子定日	年 月 日							市町村分の課税標準額	㉑				0.00	
利子割額計に算	利子割額 (控除されるべき額)	㉒	兆	十億	百万	千	円	同上に対する税額 ㉑×100	㉒					
	控除した金額 (⑤と②の少ない額)	㉓						利子割還付額の均等割への充当 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない						
	控除しきれなかった金額②-⑤	㉔						還子納額	㉖	兆	十億	百万	千	円
	既に還付を請求した利子割額	㉕						利子割額	㉘					
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額②-⑤ (⑩)	㉖						還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行	支店	口座番号 (普通・当座)		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉗						関与税理士署名押印						(電話)	

第九号様式 (提出用)